

○運輸省告示第五百七十二号

航空法施行規則（昭和二十七年運輸省令第五十六号）第百九十四条第一項第九号並びに同条第二項第一号、第三号及び第四号の規定に基づき、航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示を次のように定める。

昭和五十八年十一月十五日

運輸大臣 長谷川 峻

航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示

(定義)

第1条 この告示において「輸送許容物件」とは、航空法施行規則（昭和 27 年運輸省令第 56 号。以下「規則」という。）第 194 条第 1 項第 10 号に掲げる物件（同項第 1 号から第 9 号までに掲げる物件を除く。）及び別表第 1 の品名の欄に掲げる物件をいう。

- 2 この告示において「分類」とは、輸送許容物件の属性による類別をいう。
- 3 この告示において「区分」とは、分類を属性により更に細分した類別をいう。
- 4 この告示において「等級」とは、別表第 1 に掲げる輸送許容物件の危険性の程度による類別をいう。
- 5 この告示において「隔離区分」とは、国連番号の異なる火薬類を同時に輸送する場合に、単独で輸送する場合よりも大規模な爆発が生じることを回避するための隔離の必要性を示す類別をいう。
- 6 この告示において「空間スペース」とは、一容器の正味容量とその容器に収納してある物件の容量との差をいう。
- 7 この告示において「包装物」とは、輸送許容物件並びにその容器及び包装の総体をいう。
- 8 この告示において「旅客機」とは、現に旅客が搭乗している航空機をいう。
- 9 この告示において「混合包装」とは、第 6 条から第 15 条までの規定に適合する包装物と他の包装物をまとめて包装することをいう。
- 10 この告示において「コンテナ」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、非開放型の構造のものをいう。
- 11 この告示において「パレット」とは、輸送途中において輸送する物件自体の積替えを要せずに輸送するために作られた輸送器具であって、反復使用に耐える構造及び強度を有し、かつ、機械による積込み及び取卸しのための装置並びに航空機内に固定するための装置を有するもののうち、開放型の構造のものをいう。
- 12 この告示において「I B C 容器」とは、固体の環境有害物質（国連番号が 3077 の物件をいう。）を輸送するための硬質の容器又は柔軟性のある容器であって、当該物質の輸送や取扱いに際して生じる圧力に耐えることができるよう、国際民間航空条約の附属書 18 を補足する技術指針に定められた要件を満たし、かつ、機械により取り扱うことができるよう設計されたものをいう。

(分類及び区分)

第2条 この告示において輸送許容物件の分類及び区分は、次の表の第 1 欄及び第 2 欄に掲げるとおりとし、それぞれ同表の第 3 欄及び第 4 欄に掲げる分類番号及び区分番号を付す。

分類	区分	分類番号	区分番号
火薬類	火災及び弱い爆風若しくは飛散の危険性を有するが、大量爆発の危険性を有しない物件	1	1. 3
	著しい危険性を有しない物件		1. 4

高圧ガス	引火性ガス	2	2. 1
	その他のガス		2. 2
	毒性ガス		2. 3
引火性液体		3	
可燃性物質類	可燃性物質	4	4. 1
	自然発火性物質		4. 2
	水反応可燃性物質		4. 3
酸化性物質類	酸化性物質	5	5. 1
	有機過酸化物		5. 2
毒物類	毒物	6	6. 1
	病毐を移しやすい物質		6. 2
腐食性物質		8	
その他の有害物件		9	
凶器		10	

(規則第194条第1項第9号の告示で定めるもの)

第3条 規則第194条第1項第9号の告示で定めるものは、別表第1の品名の欄に掲げるもの（分類番号が9のものに限る。）とする。

(規則第194条第2項第1号の告示で定める物件)

第4条 規則第194条第2項第1号（イ及びロに係る部分を除く。）の告示で定める物件は、輸送許容物件とする。

(技術上の基準)

第5条 規則第194条第2項第1号イの告示で定める技術上の基準は、次条から第19条までに定めるとおりとする。

(包装方法及び積載方法)

第6条 輸送許容物件の包装方法及び積載方法については、別表第1及び別表第13に定めるところによらなければならない。

(容器及び包装)

第7条 輸送許容物件（凶器（別表第1に掲げる輸送許容物件を除く。）を除く。第16条第1項、第17条及び第18条において同じ。）の容器及び包装は、輸送中の通常の条件の下において、温度、湿度若しくは圧力の変化又は振動によって漏えい又は損傷のおそれがなく、かつ、当該輸送許容物件に対し安全なものでなければならない。

- 2 輸送許容物件を収納したことのある空の容器は、当該輸送許容物件に係る第5条の基準に基づき輸送しなければならない。ただし、当該輸送許容物件の危険性を除去するため適切な措置が講じられた場合は、この限りでない。
- 3 輸送許容物件と直接接触する容器は、輸送許容物件と危険な反応を起こすもの、危害を及ぼす反応物を生成するもの、輸送許容物件により著しく強度が損なわれるもの、又は当該輸送許容物件が浸透するものであってはならない。また、輸送許容物件と直接接触する容器以外の容器は、輸送中の通常の条件の下において、当該輸送許容物件の浸透により危険を生じさせるものであってはならない。
- 4 容器に蓋が付いている場合、輸送中は確実に当該蓋が閉じられていなければならない。
- 5 輸送許容物件を冷却するために外装容器内に氷又はドライアイスを入れる場合は、氷等が溶け出した後、その原位置に内装容器を保持するための内部支持物を設け、かつ、氷を入れる場合に

あっては、漏水防止性のもの、ドライアイスを入れる場合にあっては、気化するガスの放散のための適当な手段を講じた外装容器を使用することにより包装物の元の状態に影響を及ぼさないようにしなければならない。

(液体を収納する容器)

- 第8条** 液状の輸送許容物件を収納した容器は、内部ゲージ圧力を次の各号に掲げる圧力のうち最も高い圧力にしたときに、漏えいなく耐え得るものでなければならない。
- 一 95 キロパスカルの圧力（引火性液体、毒物及びその他の有害物件で等級が 3 のものにあっては、75 キロパスカル）
 - 二 摂氏 55 度における輸送許容物件を収納した容器の全内部ゲージ圧力（輸送許容物件の蒸気圧及び空気又は不活性ガスの分圧の和から 100 キロパスカルを減じた圧力）に 1.5 を乗じた圧力
 - 三 摂氏 50 度における輸送許容物件の絶対ガス圧力に 1.75 を乗じた値から 100 キロパスカルを減じた圧力（当該圧力が 95 キロパスカルより小さい場合にあっては、95 キロパスカル）
 - 四 摂氏 55 度における輸送許容物件の絶対ガス圧力に 1.5 を乗じた値から 100 キロパスカルを減じた圧力（当該圧力が 95 キロパスカルより小さい場合にあっては、95 キロパスカル）
- 2 内装容器に液状の輸送許容物件を入れて中間容器に収納する場合は、その中間容器の材質が、当該輸送許容物件と危険な反応を起こすものであつてはならない。
 - 3 液状の輸送許容物件を収納した容器に蓋が付いている場合、当該蓋は、不正確に又は不完全に閉められることがないよう設計されていなければならず、その口栓は針金の使用その他有効な方法により確実に固定されていなければならない。また、液状の輸送許容物件を収納した容器の口栓を、針金の使用その他有効な方法により固定することができない場合は、内装容器は密閉された上で内張りがされ、外装容器に収納されていなければならない。

(空間スペース)

- 第9条** 液状の輸送許容物件を容器に収納する場合には、別表第 1 に空間スペースについての定めがある場合を除き、摂氏 55 度までの輸送中の温度上昇による内容物の漏えい又は容器のひずみを防止するのに十分な空間スペースを残さなければならない。

(高圧ガスのガスシリンダー等)

- 第 10 条** 高圧ガスを充てんするガスシリンダー及び密閉式極低温容器は、高圧ガス保安法（昭和 26 年法律第 204 号）第 3 条第 1 項第 9 号の規定による高圧ガスを充てん可能なもの（エアゾール、ガスカートリッジ又は小型燃料ガスボンベに限る。）、同法第 44 条第 1 項の容器検査に合格したもの、国土交通大臣が適當と認める検査に合格したもの又は国土交通大臣が適當と認める外国の法令に定める基準に適合したものでなければならない。
- 2 圧縮ガスを充てんしてあるガスシリンダーの内部ゲージ圧力は、熱帯地方（北緯 25 度から南緯 25 度までの区域をいう。以下同じ。）で摂氏 65 度、その他の地方で摂氏 45 度において当該ガスシリンダーの耐圧試験圧力（容器保安規則（昭和 41 年通商産業省令第 50 号）第 2 条第 26 号から第 28 号までに規定する耐圧試験圧力をいう。以下同じ。）の 4 分の 3 を、及び摂氏 15 度において、当該容器の耐圧試験圧力に 0.561 を乗じた値を超えてはならない。ただし、別表第 1 に最大圧力の定めのある場合は、当該最大圧力を超えてはならない。
 - 3 溶解ガスを充てんしてあるガスシリンダーの内部ゲージ圧力は、摂氏 15 度において別表第 1 に定める最大圧力（同表に最大圧力の定めのないものについては、国土交通大臣の定める最大圧力）を超えてはならず、かつ、当該ガスシリンダーは、輸送中を通じ、摂氏 40 度以下に保たなければならない。
 - 4 液化ガスを充てんしてあるガスシリンダー及び密閉式極低温容器の内部ゲージ圧力は、熱帯地方で摂氏 65 度、その他の地方で摂氏 45 度（低温液化ガスを充てんしてある密閉式極低温容器に

あっては、当該密閉式極低温容器の輸送中の最高温度)において、当該ガスシリンダー及び密閉式極低温容器の耐圧試験圧力の5分の3を超えてはならない。ただし、別表第1に最大圧力の定めのある場合は、当該最大圧力を超えてはならない。

- 5 ガスシリンダー及び密閉式極低温容器に充てんする液化ガスは、次の算式により算定した質量以下のものでなければならない。

$$G = \frac{V}{C}$$

Gは、液化ガスの質量をキログラムで表した数値

Vは、ガスシリンダー及び密閉式極低温容器の内容積をリットルで表した数値

Cは、別表第1に定める充てん率とし、同表に充てん率の定めのない場合は、1.05を熱帯地方で摂氏65度、その他の地方で摂氏45度における当該液化ガスの比重(単位はキログラム毎リットル)で除して得た数値(低温液化ガスにあっては、当該密閉式極低温容器の輸送中の最高温度における当該低温液化ガスの比重に10分の9を乗じて得た数値の逆数)

(外装容器への収納方法)

第11条 輸送許容物件と他の物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、これらを同一の外装容器に収納してはならない。

- 2 第14条第1項の規定により第2号様式によるラベルF又はラベルMを付さなければならぬ輸送許容物件(以下「毒物等」という。)と食品類を同一の外装容器に収納してはならない。
- 3 品名の異なる輸送許容物件であって、同一の国連番号、同一の等級、同一の物質の状態で、かつ、別表第1に定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量が同一のものだけを同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が別表第1に定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量を超えてはならない。
- 4 前項に規定する場合を除き、品名の異なる輸送許容物件(ドライアイス及び収納する輸送許容物件の品名ごとに別表第1に定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量の定めがない輸送許容物件を除く。)を同一の外装容器に収納する場合は、次の算式により算定したQの値が1を超えてはならない。

$$Q = \frac{m_1}{M_1} + \frac{m_2}{M_2} + \dots + \frac{m_n}{M_n}$$

m_1, m_2, \dots, m_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとの質量又は容積

M_1, M_2, \dots, M_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとに別表第1から別表第12までに定められた一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量

第12条 削除

(病毒を移しやすい物質を収納した容器及び包装の要件)

第13条 病毒を移しやすい物質(国連番号が2814又は2900の物件に限る。)を収納した容器及び包装は、次の各号に掲げる条件に適合するものでなければならない。

- 一 内装容器に、収納する輸送許容物件に替えて水又は水と不凍液を混合したものをその容量の98%以上充てんした状態で、当該内装容器及び外装容器を、それらの材質に応じ定められた次の表の各条件の下に置いた後速やかに9メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

内装容器の材料	外装容器の材料	条件
プラスチック	プラスチック	条件1
プラスチック	ファイバ板	条件1及び2

プラスチック	その他のもの	条件 1
その他のもの	プラスチック	条件 1
その他のもの	ファイバ板	条件 2

備考

- イ この表において「条件 1」とは、包装物を摂氏零下 18 度以下の環境に 24 時間（同時にドライアイスを収納する場合にあっては、4 時間又はドライアイスがすべて昇華するまでのいずれか長い時間）以上置くことをいう。
- ロ この表において「条件 2」とは、包装物を少なくとも 1 時間当たり、水量約 50 mm の降水にさらすことをいう。
- 二 内装容器に、収納する輸送許容物件に替えて水又は水と不凍液を混合したものをその容量の 98%以上充てんした状態で、包装物をその総質量に応じ定められた次の各条件の下に置いた場合に、容器及び包装に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
- イ 総質量が 7 キログラム以下のものにあっては、質量が 7 キログラムであり、直径が 3.8 センチメートル以下の鋼鉄丸棒であって、その先端の半径が 0.6 センチメートル以下のものを 1 メートルの高さから最大の損傷を及ぼすように落下させること。
- ロ 総質量が 7 キログラムを超えるものにあっては、硬質の水平面に垂直に固定した鋼鉄丸棒であって、直径が 3.8 センチメートル、長さが 20 センチメートルであり、その上端の半径が 0.6 センチメートル以下のものに、1 メートルの高さから最大の損傷を及ぼすように落下させること。
- 2 前項の規定にかかわらず、同項の条件を満たした内装容器（以下「試験済容器」という。）と同等の性能を有し、かつ類似の設計である内装容器は、次の各号に掲げる条件に適合し、かつてそれが中間容器に収納される場合に限り、同項第一号において組み合わせた外装容器に収納して輸送することができる。
- 一 大きさが試験済容器と比べ同等又は小さいこと
 - 二 材質は、強固なものであって、試験済容器と同等以上の積み重ね圧に耐えること
 - 三 開口部は、試験済容器と比べ同等又は小さいこと
 - 四 内装容器と中間容器との間に十分な緩衝材を入れ、内装容器の大きな移動を防止すること
 - 五 内装容器は試験済容器と同じ方法及び向きで中間容器に収納すること
- 3 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる要件に適合することについて規則第 194 条第 2 項第 1 号ロの検査に合格し、かつ、表面に U の文字が付された外装容器（以下「Uマーク付き容器」という。）は、内装容器と中間容器を組み合わせる場合に限り、その都度検査を受けることなく輸送の用に供することができる。
- 一 輸送許容物件を最も壊れやすい内装容器に収納した状態において、第 1 項第一号で定める条件に従い落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。
 - 二 空の容器の上面に、前号で落下させた総質量に基づき第 21 条第 1 項第三号の算式を用いて算定した荷重を加えた場合に、当該容器に輸送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形が無いこと。
- 4 前項の輸送に当たり、Uマーク付き容器に内装容器を収納する場合には、次の各号に掲げる条件に適合させなければならない。
- 一 内装容器に液状の輸送許容物件を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合にも当該液状の輸送許容物件を完全に吸収することができる量の吸収材を詰めること。
 - 二 収納する内装容器の総質量は、第 1 項第一号において落下させた内装容器の総質量の 2 分の 1 を超えないこと。
 - 三 防水性又は粉末不漏性の Uマーク付き容器以外の Uマーク付き容器に、液状又は粉末の輸送許容物件を入れた内装容器を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合に、当該液状又は粉末の輸送許容物件が流出しないよう防水内張り又はプラスチック袋の使用等で流出防

止措置をすること。

四 内装容器と外装容器の間に十分な厚さの緩衝材を入れること。

- 5 容器及び包装の表面には、第1号様式の表示を容易に消えない方法で付さなければならない。
- 6 包装物の表面に第2号様式のラベルR、第3号様式、第4号様式、第4号の2様式又は第4号の3様式によるラベルを付す場合、規定する幅及び高さの半分以上とすることができる。

(ラベル)

第14条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件に応じ、別表第1のラベルの欄に掲げる第2号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

- 2 輸送許容物件を旅客機以外の航空機で輸送する場合であって、当該輸送許容物件が旅客機以外の航空機に限り輸送することが許容されるものであるとき又は当該輸送許容物件の包装方法等が旅客機以外の航空機に限り許容されるものであるときは、包装物の表面には、前項に規定するラベルのほか、第3号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。
- 3 液状の輸送許容物件を入れた内装容器を外装容器に収納する場合は、前2項に規定するラベルのほか、第4号様式によるラベルを包装物の相対する二側面に見やすいように付さなければならない。ただし、次の各号のいずれかの条件に該当する場合は、この限りでない。
 - 一 輸送許容物件の容量が120ミリリットル以下であって、内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材が内装容器と外装容器の間に詰められていること。
 - 二 各内装容器に収納される病原を移しやすい物質の容量が50ミリリットル以下であること。
 - 三 輸送許容物件の容量が500ミリリットル以下であって、破損させない限り開封することができない密閉された内装容器に収納されていること。
- 4 深冷液化ガスを含む輸送許容物件を収納した包装物の表面には、前3項に規定するラベルのほか、第4号の2様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。
- 5 自己反応性物質及び有機過酸化物の輸送許容物件を収納した包装物の表面には、前4項に規定するラベルのほか、第4号の3様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。
- 6 環境有害物質を収納した包装物の表面には、第4号の4様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

(品名等の表示)

第15条 包装物の表面には、当該包装物に収納された輸送許容物件の品名、溶融物を意味する文字（溶融物を輸送する場合に限る。）、国連番号、荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所を英語又は日本語（国内輸送の場合に限る。以下同じ。）により見やすいように表示しなければならない。なお、品名の高さは、別表第1備考2に表示の定めがある場合にあっては12ミリメートル以上とし、国連番号の高さは、容器の許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットルを超える場合又はシリンドラーの許容水容量が60リットルを超える場合にあっては、12ミリメートル以上、許容質量若しくは許容容量が30キログラム若しくは30リットル以下又はシリンドラーの許容水容量が60リットル以下であって5キログラム若しくは5リットルを超える場合にあっては、6ミリメートル以上とする。

- 2 荷送人及び荷受人の氏名又は名称及び住所の表示は、可能な限り当該包装物の品名の表示と同一面に行い、かつ、当該包装物の品名の表示の付近に行わなければならない。

(混合包装)

第16条 混合包装する場合は、輸送許容物件を収納した包装物を確実に固定し、かつ、当該包装物が損傷するおそれがないようにしなければならない。

- 2 包装物に収納された輸送許容物件と他の包装物に収納された物件が相互の作用により、発熱

し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、当該包装物と当該他の包装物を混合包装してはならない。

- 3 毒物等又は病毒を移しやすい物質を収納した包装物と食品類を収納した包装物を混合包装してはならない。
- 4 混合包装物の表面には、混合包装を意味する文字を表示し、混合包装される個々の包装物に付された第14条第1項から第6項まで及び第23条第4項に規定するラベル並びに前条第1項及び第2項に規定する表示と同じものを見やすいように付きなければならない。ただし、当該包装物に付されたラベル及び表示が容易に視認できるように混合包装する場合は、この限りでない。なお、混合包装を意味する文字の高さは、12ミリメートル以上とする。
- 5 単一容器に収納された液状の輸送許容物件を混合包装する場合は、前項に規定するもののほか、第4号様式によるラベルを混合包装物の相対する二側面に見やすいように付きなければならない。ただし、当該单一容器に同ラベルが付されており、容易に視認できるように混合包装されている場合は、この限りではない。

(書類の携行等)

第17条 輸送許容物件を輸送する場合は、当該輸送許容物件を輸送する者は、次に掲げる事項を英語又は日本語により荷送人が記載した書類を携行しなければならない。

- 一 荷送人の氏名又は名称及び住所
 - 二 荷受人の氏名又は名称及び住所
 - 三 責任者の氏名又は名称及び電話番号（病毒を移しやすい物質を輸送する場合に限る。）
 - 四 当該書類において使用される言語で廃棄物を意味する文字（廃棄物を輸送する場合に限る。）、輸送許容物件の品名（第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合には、当該品名の前又は後に、同項に規定する空の容器であることを意味する文字を記載すること。）、溶融物を意味する文字（溶融物を輸送する場合に限る。）、安定化を意味する文字（安定化された物件を輸送する場合に限る。）、分類番号又は区分番号（火薬類を輸送する場合には、区分番号及び隔離区分とする。）、国連番号及び等級（別表第1の等級の欄に規定のあるものに限る。）
 - 五 輸送許容物件の質量又は容量（ケミカルキット又は救急キットを輸送する場合には、含まれる内容物の合計質量とし、機械又は装置に含まれた危険物を輸送する場合には、含まれる内容物の固体、液体又は高圧ガスごとのそれぞれの合計質量又は合計容量とし、第7条第2項に規定する空の容器を輸送する場合を除く。）
 - 六 その他参考となる事項
- 2 前項の書類は、次の各号に定める要件に適合する旨を英語又は日本語により付記したものでなければならない。
 - 一 当該輸送許容物件の容器、包装、ラベル又は表示が第6条から前条までの規定によるものであること。
 - 二 当該輸送許容物件が輸送に適した状態にあること。
 - 3 輸送許容物件を輸送した者は、第1項の書類を、当該輸送の終了した日から起算して3月保管しなければならない。

(積載上の注意)

第18条 輸送許容物件は、移動、転倒、衝撃、摩擦、気圧の変化等により安全性が損なわれないように積載しなければならない。

- 2 輸送許容物件は、乗組員室又は旅客機の客室に積載してはならない。
- 3 分類又は区分の異なる輸送許容物件を積載する場合は、別表第14に定めるところにより相互に隔離しなければならない。

4 火薬類を積載する場合は、別表第15に定めるところにより相互に隔離しなければならない。
5 第14条第2項の規定により第3号様式によるラベルを付さなければならない包装物は、次に掲げるいずれかの方法により、積載しなくてはならない。ただし、第一号から第三号までに掲げる方法は、等級が3の引火性液体（腐食性物質として副次危険性を有するものを除く。）、毒物（副次危険性を有しないもの又は引火性液体として副次危険性を有するものに限る。）、病毒を移しやすい物質及びその他の有害物件並びに国連番号が3528及び3529の物件についてはこの限りではない。

- 一 航空機乗組員等が、当該包装物に付されたラベルを容易に視認でき、当該包装物に容易に近づくことができ、かつ、できる限り当該包装物を容易に移動できるように積載すること
- 二 C級荷物室へ積載すること
- 三 C級荷物室と火災時の性能が同等のコンテナ（当該コンテナがC級荷物室と火災時の性能が同等である旨を表示したタグが付されたものに限る。）に積載すること
- 四 回転翼航空機にあっては、当該包装物を機体の外に装着し、又はつり下げて輸送すること

（コンテナ又はパレットに対する表示）

第19条 第14条第1項の規定によりラベルR以外の第2号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件が収納されているコンテナ又はパレットには、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、当該輸送許容物件の分類若しくは区分又はそれらが収納されていることを示すタグを見やすいように表示しなければならない。なお、タグは次の各号に定める要件に適合するものでなければならない。

- 一 両面の縁に赤色の斜線を有すること。
- 二 幅148ミリメートル、高さ210ミリメートル以上の大きさであること。
- 2 第14条第2項の規定により第3号様式によるラベルを付さなければならない輸送許容物件がコンテナ又はパレットに収納されている場合には、当該ラベルが容易に視認できる場合を除き、旅客機以外の航空機に限り輸送が許容される旨を、当該タグに表示しなければならない。
- 3 当該輸送許容物件を取り卸した後、当該タグを直ちに取り外さなければならない。

（規則第194条第2項第1号ロの告示で定める物件）

第20条 規則第194条第2項第1号ロの告示で定める物件は、次の各号に掲げる輸送許容物件以外の輸送許容物件とする。

- 一 ガスシリンダーを用いて輸送する高压ガス
- 二 凶器（別表第1に掲げる輸送許容物件を除く。）
- 三 第23条及び第24条に規定する輸送許容物件

（容器及び包装の安全性に関する基準）

第21条 規則第194条第2項第1号ロの告示で定める安全性に関する基準は、第13条の規定の適用を受ける場合及び別表第1にこの条の規定の適用除外に関する規定がある場合を除き、容器及び包装が、輸送中の通常の条件の下における温度又は湿度において、次に掲げる要件に適合することとする。

- 一 収納する輸送許容物件に応じ、当該輸送許容物件を収納した状態において、次の表に掲げる高さから、十分な大きさと重量を有する硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすよう落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がなく、かつ、内装容器及び輸送許容物件が包装内で保持されていること。

輸送許容物件	高さ（メートル）
イ 等級が1の輸送許容物件	1.8
ロ 等級が2の輸送許容物件又は火薬類若しくは高压ガス	1.2
ハ 等級が3の輸送許容物件	0.8

- 二 液状の輸送許容物件を収納する容器及び包装（組合せ容器を除く。）にあっては、当該輸

送許容物件を収納した状態において、内部圧力を次に掲げる圧力のうちいずれか高いほうの圧力にした場合に、漏えいがないこと。

イ 収納する輸送許容物件の摂氏 55 度における絶対ガス圧力に 1.5 を乗じた値から 100 キロパスカルを減じた圧力

ロ 100 キロパスカル（等級が 1 の輸送許容物件を収納する容器にあっては、250 キロパスカル）の圧力

三 包装物（外装容器として袋を用いるものを除く。）の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合に、容器及び包装に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形がないこと。

$$W = \frac{3 - h}{h} \times G$$

W は、包装物の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

h は、包装物の高さをメートルで表した数値

G は、包装物の総質量をキログラムで表した数値

四 第 5 号様式の表示が、容易に消えない方法で、かつ、取り外しのできない箇所に付されていること。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合することについて規則第 194 条第 2 項第 1 号ロの検査に合格し、かつ、表面に V の文字が付された外装容器（以下「Vマーク付き容器」という。）は、当該検査の際に用いられた内装容器より壊れにくい内装容器と組み合わせる場合に限り、その都度検査を受けることなく輸送の用に供することができる。

一 輸送許容物件を最も壊れやすい内装容器に収納した状態において、1.8 メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最大の破損を及ぼすように落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

二 包装物の上面に、前号で落下させた総質量に基づき前項第三号の算式を用いて算定した荷重を加えた場合に、容器及び包装に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷若しくは変形がないこと。

三 第 5 号様式の表示が、容易に消えない方法で、かつ、取り外しのできない箇所に付されていること。

3 前項の輸送に当たり、Vマーク付き容器に内装容器を収納する場合には、次の各号に掲げる条件に適合させなければならない。

一 内装容器に液状の輸送許容物件を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合にも当該液状の輸送許容物件を十分吸収することができる量の吸収材を、常に当該内装容器を取り巻いているように詰めること。

二 収納する内装容器の総質量は、前項第一号において落下させた内装容器の総質量の 2 分の 1 を超えないこと。

三 防水性又は粉末不漏性の Vマーク付き容器以外の Vマーク付き容器に、液状又は粉末の輸送許容物件を入れた内装容器を収納する場合は、当該内装容器が破損した場合に、当該液状又は粉末の輸送許容物件が流出しないよう防水内張り又はプラスチック袋の使用等で流出防止措置をすること。

四 内装容器と外装容器の間に十分な厚さの緩衝材を入れること。

4 第 1 項及び第 2 項の規定にかかわらず、次に掲げる要件に適合することについて規則第 194 条第 2 項第 1 号ロの検査に合格し、かつ、表面に T の文字が付された外装容器（以下「Tマーク付き容器」という。）は、損傷、包装の不良若しくは漏えいのある危険物（火薬類、高圧ガス及び病毒を移しやすい物質（国連番号が 3291 の物件を除く。）並びに放射性物質は除く。）を収納した包装物又は漏えいした危険物を収納する場合であつても、輸送の用に供することができる。

一 第 1 項第一号で定める条件に従い落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうお

それのある損傷がないこと。この場合、当該包装物はその容量の98%以上水で満たされていなければならない。

- 二 30キロパスカルの圧力にした場合においても漏えいがないこと。
 - 三 液体を収納しているものにあっては、第1項第二号の場合において漏えいがないこと。
 - 四 第5号様式の表示が、容易に消えない方法で、かつ、取り外しのできない箇所に付されていること。
- 5 前項の輸送に当たり、Tマーク付き容器に、損傷し、若しくは漏えいのある容器又は危険物の飛散した包装物を収納する場合は、次の各号に掲げる条件に適合しなければならない。
- 一 容器内で大きな移動がないよう適切な措置が講じられていること。
 - 二 液体を収納する場合、容器内に当該液体が漏出しないよう十分な吸収材を入れること。
 - 三 危険物の漏えい又は飛散による化学反応に耐えるものであること。
 - 四 同一の包装物に複数の危険物を包装しないこと。

(検査に合格した容器及び包装の表示等)

- 第22条** 規則第194条第2項第1号ロの検査に合格した容器及び包装の表面には、第5号様式の表示の前に、第6号様式の表示を容易に消えない方法で付さなければならない。
- 2 規則第194条第2項第1号ロただし書の規定において、国土交通大臣は、国際民間航空条約の附属書18として採択された標準を採用する締約国たる外国の法令に基づき、容器及び包装について、前項の表示を行っている場合に、適當と認めるものとする。
- 3 次に掲げる場合には、前2項の表示は、その効力を失うものとする。
- 一 容器及び包装に重大な損傷を生じた場合
 - 二 容器及び包装に関し、当該容器及び包装に収納する輸送許容物件に対する安全性に影響を及ぼすおそれのある変更を生じる改造が行われた場合
 - 三 製造された月から起算して5年を経過した場合（プラスチックドラム、プラスチックジェリカン、硬質プラスチック製のIBC容器及びプラスチック製の容器を内部に備えたIBC容器に限る。）
- 4 第20条に規定する物件を輸送する場合は、第17条の書類に、当該輸送許容物件の容器、包装又は表示が第21条及び第22条の規定によるものであることを付記しなければならない。

(少量輸送許容物件)

- 第23条** 別表第1に掲げる輸送許容物件のうち、同表の少量輸送許容物件の容器及び包装等の欄に何らかの規定があつて、かつ、同表の少量輸送許容物件の許容質量又は許容容量の欄に掲げる数量に限り輸送するもの（以下「少量輸送許容物件」という。）は、第21条の規定にかかわらず、少量輸送許容物件として第6条から第19条まで並びに次項から第4項までに規定する基準に従って輸送することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

- 一 旅客機への積載が禁止されているもの
 - 二 等級が1のもの
 - 三 副次危険性として自然発火性を有するもの
 - 四 火薬類
 - 五 自然発火性物質
 - 六 病毒を移しやすい物質
- 2 少量輸送許容物件の容器及び包装は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。
- 一 容器及び包装は、別表第1の少量輸送許容物件の容器及び包装等の欄に掲げる輸送許容物件に適合する組合せ容器であること。
 - 二 一つの包装物当たりの総質量は30キログラム以下とすること。
 - 三 品名の異なる輸送許容物件であつて、同一の国連番号、同一の等級でかつ同一の物質の状

態のものだけを同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が、別表第1の少量輸送許容物件の許容質量又は許容容量の欄に掲げる一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量を超えないこと。

四 前号に規定する場合を除き、品名の異なる輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、次のとおりとする。

イ 高圧ガス（国連番号が2037、3478及び3479の物件を除く。以下この号において同じ。）及びその他の有害物件を除く輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合にあっては、次の算式により算出したQの値が1を超えないこと。

$$Q = \frac{m_1}{M_1} + \frac{m_2}{M_2} + \dots + \frac{m_n}{M_n}$$

m_1 、 m_2 、……、 m_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとの質量又は容量

M_1 、 M_2 、……、 M_n は、収納する輸送許容物件の品名ごとに別表第1の少量輸送許容物件の許容質量又は許容容量の欄に掲げる一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量

ロ 高圧ガス及びその他の有害物件だけを同一の外装容器に収納する場合は、合計総質量が30キログラム以下とすること。

ハ 高圧ガス及びその他の有害物件（ドライアイスを除く。）と他の輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、合計総質量が30キログラム以下とし、かつ、収納する当該他の輸送許容物件は、上記イの算式により算出したQの値が1を超えないこと。

ニ ドライアイスと他の輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、合計総質量が30キログラム以下とし、かつ、気化した炭酸ガスが外部に放出されるように設計された容器に収納すること。

五 液体の腐食性物質又は副次危険性として腐食性を有する液体の輸送許容物件を収納したガラス製又は陶製の内装容器は、吸収材を詰めた強固な中間容器に入れること。

3 包装物は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。

一 1.2メートルの高さから硬く滑らかな水平面に最も破損を起こしやすい方法で落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

二 包装物の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷もしくは変形がないこと。

$$W = \frac{3-h}{h} \times G$$

Wは、包装物の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

hは、包装物の高さをメートルで表した数値

Gは、包装物の総質量をキログラムで表した数値

4 第1項に規定する物件を輸送する場合は、包装物の表面に、第15条に規定する表示を行うとともに、第7号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。

（微量輸送許容物件）

第24条 別表第1に掲げる輸送許容物件のうち、同表の微量輸送許容物件の欄に規定するものは、乗組員室又は旅客機の客室以外の場所に積載する場合であって、別表第17の右欄に掲げる許容質量又は許容容量内で輸送する場合に、第6条から第19条まで及び第21条の規定にかかわらず、微量輸送許容物件として次項から第5項までに規定する基準に従って輸送することができる。ただし、次の各号のいずれかに該当する場合は、この限りでない。

一 旅客機への積載が禁止されているもの

二 副次危険性を有する高圧ガス

三 等級が1であるか、又は等級が2若しくは3であって自己反応性を有する可燃性物質、自然発火性物質若しくは水反応可燃性物質

四 等級が1の酸化性物質

- 五 有機過酸化物（ただし、ケミカルキット又は救急キットに含まれるものと除く。）
 - 六 等級が 1 であって、吸入毒性のある毒物
 - 七 等級が 1 の腐食性物質並びにガリウム及び水銀
 - 八 磁性物質又はドライアイス
 - 九 温度感知装置以外の製品又は装置に含まれているもの
 - 十 火薬類
 - 十一 病毒を移しやすい物質
- 2 輸送許容物件の容器及び包装は、次の各号の要件に適合するものでなければならない。
- 一 容器は、口栓の部分を含めて良質な材質を用いたものであること。
 - 二 容器は、輸送許容物件と接触した場合、危険な反応を起こさず、また、その機能に影響を及ぼすものでないこと。
 - 三 内装容器は、ガラス、陶器、金属又は 0.2mm 以上の厚さのプラスチックを用いたものであること。
 - 四 内装容器は、輸送許容物件と危険な反応を起こし、危害を及ぼす反応物を生成し、又は著しく容器の強度を損なうおそれがある物質を含んでいないこと。
 - 五 内装容器に取り外しのできる蓋がついている場合、その口栓は、針金の使用その他有効な方法により確実に固定されていること。
 - 六 内装容器にねじ型のくびがついている場合、その蓋は、輸送許容物件に十分耐える弾力性のある内張り付きねじ型のものであること。
 - 七 内装容器は、輸送許容物件（温度感知装置を除く。）が液状の場合、摂氏 55 度において内装が完全に満たされていないこと。
 - 八 各内装容器及びガス容器は、緩衝材とともに中間容器に確実に包装されていること。
 - 九 中間容器又は外装容器は、輸送許容物件が液状である場合に内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材を含んでいること。中間容器に含まれている場合にあっては、吸収材を緩衝材とすることができる。当該輸送許容物件は、吸収材、緩衝材又は容器の材質と危険な反応を起こしたり、その特性に影響を及ぼすものであってはならない。
 - 十 包装物は、その包装の向きにかかわらず、破損又は漏洩した場合に輸送許容物件を完全に包含できること。
 - 十一 中間容器は、強固な外装容器（木材、繊維板その他強固な材質を有するもの）に確実に収納されていること。
 - 十二 輸送許容物件と他の物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、これらを同一の外装容器に収納しないこと。
 - 十三 品名の異なる輸送許容物件であって、同一の国連番号、同一の等級でかつ同一の物質の状態のものだけを同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が別表第 17 の右欄に掲げる一の外装容器当たりの許容質量又は許容容量を超えないこと。
 - 十四 前号に規定する場合を除き、品名の異なる輸送許容物件を同一の外装容器に収納する場合は、その合計質量又は合計容量が、これらの輸送許容物件が該当する別表 17 の要件のうち、外装容器当たりの許容質量又は許容容量の最も少ない値を超えないこと。
 - 十五 各包装物は、すべての必要な表示をするのに十分な余裕のある大きさであること。
 - 十六 包装物に収納された輸送許容物件と他の包装物に収納された物件が相互の作用により、発熱し、ガスを発生し、腐食作用を起こし、その他危険な物理的又は化学的作用を起こすおそれがある場合にあっては、これらを混合包装してはならないこと。
- 3 包装物は、次の各号に掲げる要件に適合するものでなければならない。この場合において、輸送許容物件は、内装容器に固体の場合はその容量の 95%以上、液体の場合は 98%以上満たされていなければならない。
- 一 輸送許容物件の包装の形状に応じ、それぞれ、次の表に掲げる方法により 1.8m の高さから硬

く滑らかな水平面に自由落下させた場合に、漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷がないこと。

六面体の包装物（箱型）	箱の底面が当たる落下を一回
	箱の上面が当たる落下を一回
	箱の長い側面が当たる落下を一回
	箱の短い側面が当たる落下を一回
	箱の三つの縁が交差する角部が当たる落下を一回
円筒形の包装物（ドラム型）	上面若しくは底面の突き出した縁、円周部の接合部又は縁が対角に当たる落下を一回
	最初の落下で試験されなかった部分のうち最も弱い部分が当たる落下を一回

二 包装物の上面に、次の算式により算定した荷重を加えた場合は漏えい又は輸送の安全性を損なうおそれのある損傷もしくは変形がないこと。

$$W = \frac{3-h}{h} \times G$$

Wは、包装物の上面に加える荷重をキログラムで表した数値

hは、包装物の高さをメートルで表した数値

Gは、包装物の総質量をキログラムで表した数値

備考

内装容器に収納する輸送許容物件は、試験の有効性が損なわれない場合には、代替物質を使用することもできる。この場合において、代替物質は輸送許容物件が固体のときには、輸送許容物件と同等の物理的性質を、液体のときには、輸送許容物件と類似した比重及び粘性を有していかなければならない。

- 4 第1項に規定する物件を輸送する場合には、第8号様式によるラベルを見やすいように付さなければならない。
- 5 包装物には、当該包装物が本条規定に従い作成されたことを明らかにする書類を添えなければならない。
- 6 微量輸送許容物件（E0及びE3を除く。）のうち、次の各号に掲げる要件に適合するものは、規則第194条第1項で定める物件（以下「輸送禁止物件」という。）に含まれるものとする。
 - 一 各内装容器の質量又は容量が、微量輸送許容物件が固体の場合にあっては1グラム以下、液体又は気体の場合にあっては1ミリリットル以下であること。
 - 二 第2項の要件に適合していること。ただし、十分な緩衝材が詰められていて、かつ、輸送許容物件が液体の場合にあっては内装容器内の当該輸送許容物件を吸収するのに十分な吸収材が外装容器に確実に包装されているものは、中間容器を要しない。
 - 三 第3項の要件に適合していること。
 - 四 一の外装容器当たりの質量又は容量が、微量輸送許容物件が固体の場合にあっては100グラム以下、液体又は気体の場合にあっては100ミリリットル以下であること。

（規則第194条第2項第3号の告示で定める目的）

第25条 規則第194条第2項第3号の告示で定める目的は、次の各号に定めるものとする。

- 一 輸送中の動物の医療又は無痛屠殺
- 二 農業、園芸、林業、雪崩制御、アイスジャム制御、地滑り抑制、汚染抑制又は害虫若しくは害獣の防除のための散布
- 三 捜索又は救助

（規則第194条第2項第3号の告示で定めるもの）

第26条 規則第194条第2項第3号の告示で定めるものは、航空機の燃料タンク又は貯蔵槽以外

に積載される機関用燃料油とする。

(規則第194条第2項第4号の告示で定めるもの)

第27条 規則第194条第2項第4号の告示で定めるものは、別表第18の品名の欄に掲げる物件のうち個人が使用するものであって同表に定める数量以下のものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和59年1月1日から施行する。ただし、第8条及び第13条第1項の規定は、昭和66年1月1日から施行する。
(航空機による爆発物等輸送基準等を定める告示の廃止)
- 2 航空機による爆発物等輸送基準等を定める告示（昭和39年運輸省告示第298号）は、廃止する。
(経過措置)
- 3 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (昭和59年11月1日運輸省告示第569号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和60年1月1日から施行する。ただし、第13条第1項の改正規定は、昭和65年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (昭和60年12月2日運輸省告示第530号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和61年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (昭和61年12月13日運輸省告示第579号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和62年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 昭和59年運輸省告示第569号附則第1項中「昭和63年1月1日」を「昭和65年1月1日」に改める。

附 則 (昭和62年11月28日運輸省告示610号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和63年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (昭和 63 年 12 月 10 日運輸省告示 585 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、昭和64年1月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 昭和61年運輸省告示第579号附則第3項中「昭和65年1月1日」を「昭和66年1月1日」に改める。

附 則 (平成元年 10 月 21 日運輸省告示第 582 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成元年11月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 2 年 12 月 20 日運輸省告示第 643 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 3 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 4 年 12 月 22 日運輸省告示第 685 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 5 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 6 年 12 月 21 日運輸省告示第 812 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 7 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年 5 月 1 日運輸省告示第 166 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 8 年 5 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 8 年 12 月 16 日運輸省告示第 689 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成 9 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 9 年 10 月 29 日運輸省告示第 662 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 10 年 11 月 16 日運輸省告示第 632 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成11年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

- 3 平成 8 年 12 月 31 日以前に製作された病毒を移しやすい物質を収納する容器については、平成 12 年 12 月 31 日までは、この告示による改正後の航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第 13 条の規定にかかわらず、平成 8 年運輸省告示第 689 号（航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示の一部を改正する件）による改正前の航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第 13 条の規定を適用する。

附 則 (平成 13 年 6 月 26 日国土交通省告示 1093 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成13年 7 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 14 年 12 月 9 日国土交通省告示第 1075 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成15年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 16 年 12 月 22 日国土交通省告示第 1616 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、平成17年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 17 年 12 月 1 日国土交通省告示第 1393 号)

(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 18 年 12 月 25 日国土交通省告示第 1526 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、公布の日から施行する。ただし、第 23 条第 4 項の改正規定については、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 20 年 12 月 24 日国土交通省告示第 1507 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 21 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 平成 18 年国土交通省告示第 1526 号附則第 1 項中「平成 21 年 1 月 1 日」を「平成 23 年 1 月 1 日」に改める。

附 則 (平成 22 年 12 月 27 日国土交通省告示第 1540 号)
(施行期日)

- 1 この告示は、平成 23 年 1 月 1 日から施行する。
(経過措置)
- 2 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。
- 3 この告示の施行の際現に改正前の規定による容器及び包装等の基準によって包装されている爆発物等（前条に規定するものを除く。）については、改正後の第 6 条の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、改正前の規定による容器及び包装等の基準の種類を示す数字及び記号が第 17 条第 1 項に規定する書類に記載されている包装物に限り、なお従前の例によることができる。
- 4 この告示の施行の際現に改正前の規定による容器及び包装等の基準によって包装されている少量輸送許容物件（第 2 条に規定するものを除く。）の包装物の表示については、改正後の第 23 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 23 年 3 月 31 日までの間は、改正前の規定による容器及び包装等の基準の種類を示す数字及び記号が第 17 条第 1 項に規定する書類に記載されている包装に限り、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 24 年 12 月 26 日国土交通省告示第 1482 号)
(施行期日)

第 1 条 この告示は、平成 25 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第 3 条 品名等の表示については、改正後の第 15 条第 1 項の規定にかかわらず、平成 25 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 25 年 3 月 6 日国土交通省告示第 210 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 26 年 12 月 16 日国土交通省告示第 1155 号)

(施行期日)

第 1 条 この告示は、平成 27 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第 3 条 混合包装を意味する文字の表示については、改正後の第 16 条第 4 項の規定にかかわらず、平成 27 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

第 4 条 ラベルのふちの内側の線については、改正後の第 2 号様式及び第 4 号の 4 様式の規定にかかわらず、平成 28 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 27 年 8 月 19 日国土交通省告示第 949 号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 28 年 3 月 31 日国土交通省告示第 581 号)

(施行期日)

第 1 条 この告示は、平成 28 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第 2 条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (平成 28 年 12 月 22 日国土交通省告示第 1434 号)

(施行期日)

第一条 この告示は、平成 29 年 1 月 1 日から施行する。

(経過措置)

第二条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第三条 内燃機関及び燃料電池機関については、改正後の別表第 1 の規定にかかわらず、平成 29 年 3 月 31 日までの間は、改正前の規定による国連番号並びに容器及び包装等の基準を示す数字及び記号が第 17 条第 1 項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。

第四条 平成 28 年 12 月 31 日以前に製造された発煙弾については、改正後の別表第 1 備考 2 の表 A 1 3 2 の項の規定にかかわらず、平成 30 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

第五条 リチウム電池については、改正後の別表第 1 備考 2 の表 A 2 0 6 の項及び第 4 号の 5 様式の規定にかかわらず、平成 30 年 12 月 31 日までの間は、なお従前の例によることができる。

附 則 (平成 29 年 6 月 30 日国土交通省告示 660 号)

この告示は、平成 29 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 30 年 12 月 28 日国土交通省告示第 1396 号)

(施行期日)

第1条 この告示は、平成31年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和2年3月30日国土交通省告示第453号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和2年4月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている爆発物等については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

附 則 (令和2年12月28日国土交通省告示第1597号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和3年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の際現に航空機に積載されている航空法施行規則第194条第2項(同項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)に規定する物件の輸送については、当該輸送が終了するまでの間は、なお従前の例による。

附 則 (令和4年12月26日国土交通省告示第1300号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和5年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 この告示の施行の際現に航空機で輸送されている航空法施行規則第194条第2項(同項第1号、第3号及び第4号に係る部分に限る。)に規定する物件については、当該輸送が終了するまでは、なお従前の例による。

第3条 抽出液については、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和5年3月31日までの間は、改正前の規定による品名及び国連番号が改正後の第17条第1項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。

第4条 連絡先電話番号の記載については、改正後の第4号の5様式の規定にかかわらず、令和8年12月31日までの間は、なお従前の例によることができる。

(高圧ガスのガスシリンダー等に関する規定の読み替え)

第5条 高圧ガス保安法等の一部を改正する法律(令和4年法律第74号)の施行の日の前日までの間は、この告示による改正後の航空機による爆発物等の輸送基準等を定める告示第10条中「高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第3条第1項第9号」とあるのは、「高圧ガス保安法(昭和26年法律第204号)第3条第1項第8号」とする。

附 則 (令和5年4月24日国土交通省告示第386号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和6年12月27日国土交通省告示第1389号)

(施行期日)

第1条 この告示は、令和7年1月1日から施行する。

(経過措置)

第2条 令和6年12月31日以前に製造された容器及び包装については、改正後の第21条の規定にかかわらず、なお従前の例によることができる。

第3条 令和7年1月1日以降に製造された容器及び包装については、改正後の第21条の規定にかかるわらず、令和8年12月31日までは、なお従前の例によることができる。

第4条 車両（リチウムイオン電池を動力源とするもの）及び車両（リチウム金属電池を動力源とするもの）については、改正後の別表第一の規定にかかわらず、令和7年3月31日までは、改正前の規定による国連番号並びに容器及び包装等の基準を示す数字及び記号が第17条第1項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。

第5条 水酸化テトラメチルアンモニウムについては、改正後の別表第1の規定にかかわらず、令和8年12月31日までは、改正前の規定による国連番号並びに容器及び包装等の基準を示す数字及び記号が第17条第1項に規定する書類に記載されている場合に限り、なお従前の例によることができる。